1/4 琉新

オスプレイ残骸 米軍へ

日本の原因究明、不可能に

鹿児島県・屋久島沖の米空軍輸送機CV22オスプレイ墜落事故で、第10管区海上保安本部（鹿児島）は3日、海保が回収した機体の一部を米側に引き渡したと明らかにした。屋久島町も地元漁師らが集めた残骸を引き渡した。日本の捜査権を制限する日米地位協定が根拠だが、最大の物証である機体の残骸を手放すことで、日本側による原因究明は事実上、不可能となった。

地位協定により、米軍の事故に関する日本の当局の捜査が妨げられる事態は、過去にも繰り返されてきた。海保関係者は「地位協定により、米側から要請があれば応じざるを得ない」と述べた。

屋久島町の港では3日、海保の船から残骸が陸揚げされ、米軍が拠点とする倉庫に搬入された。

米空軍は2日（現地時間）、7人の行方不明者の捜索に原子力空母カール・ビンソンを派遣していると明らかにした。死亡が確認された搭乗員の身元を、沖縄県の嘉手納基地が拠点の第353特殊作戦航空団を支援する部隊所属のジェイコブ・ガリハー軍曹(24)と公表した。

鹿児島県・奄美大島の奄美空港には2日に続き3日も、沖縄県の米軍普天間飛行場所属のMV22オスプレイが救難活動のために飛来した。エマニュエル駐日大使は3日、訪問先の長崎県対馬市で、事故に関し「日米で透明性を持って情報共有していきたい」と述べた。

陸上自衛隊目達原（めたはら）駐屯地（佐賀県）では3日、開放行事が催され、陸自V22オスプレイ1機が展示された。墜落事故を受け予定していたデモフライトは中止した。

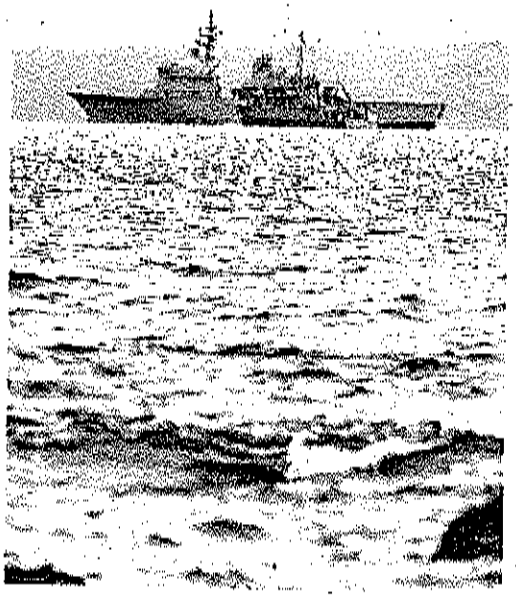

上米軍オスプレイの残骸とみられるものを運ぶ海上保安庁の職員＝3日午後5時32分、鹿児島県・屋久島の安房港で
下墜落した現場海域を捜索する海上自衛隊の艦艇＝3日午前11時31分、鹿児島県・屋久島沖で

日米地位協定 日米安全保障条約に基づき、日本に駐留する米軍と米兵らの法的地位を定めた取り決め。日本国内の施設・区域使用を巡り、米軍に大きな権限を認める。日本国内で米兵による犯罪や米軍機の事故が起きた場合、日本側による米軍の「財産」の捜索や差し押さえには米側の同意が必要となる。米軍機の事故を巡っては、2004年に沖縄国際大（沖縄県宜野湾市）構内に米軍ヘリが墜落し、16年には同県名護市沖でMV22オスプレイが不時着、大破したが、日本の当局は捜査や事故原因の検証が事実上できなかった。沖縄県など在日米軍基地を抱える自治体を中心に改定を求める声は強いが、1960年の締結以降、一度も改定されていない。